

令和 8 年第 4 回平群町議会

定例会会議録（第 3 号）

招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 6 日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	6 月 1 6 日 午 前 9 時 0 分 宣 告 （ 第 3 日 ）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二 3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一 5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子 7 番 植 田 い ず み 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 1 番 森 田 勝 1 2 番 馬 本 隆 夫		
欠 席 議 員	9 番 井 戸 太 郎		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 西 脇 洋 貴 副 町 長 植 田 充 彦 教 育 長 上 田 薫 理 事 寺 口 浩 代 総 務 部 長 山 崎 孔 史 住 民 福 祉 部 長 松 本 光 弘 事 業 部 長 竹 吉 一 人 教 育 部 長 酒 井 智 志 政 策 推 進 課 長 浦 井 久 嘉 総 務 防 災 課 長 福 井 伸 幸 住 民 生 活 課 長 勝 山 修 志 健 康 保 険 課 長 吉 田 尚 起 福 祉 課 長 浅 井 実 千 代 観 光 産 業 課 長 川 端 康 嗣 都 市 建 設 課 長 西 岡 亨 教 育 委 員 会 総 務 課 長 西 岡 直 美 総 務 防 災 課 参 事 岡 田 康 裕 都 市 建 設 課 参 事 島 野 千 洋		
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 浅 井 利 育 主 幹 北 川 美 奈 子 主 任 川 原 千 幸		
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		

令和 8 年 第 4 回 （ 6 月 ）

平群町議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 1 6 日（火）

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	1 2 番	馬 本 隆 夫	1 住民が求めるコミバスを 2 公営住宅行政について 3 管理不全空き家対策について 4 西脇町長、再出馬の可否は
2	1 1 番	森 田 勝	1 自治会館・集会所は誰のもの 2 町内の防災重点ため池の周知を 3 総合スポーツセンタープールの跡地利活用計画は 4 中東情勢の緊迫化による町の影響と対策について
3	5 番	山 本 隆 史	1 烏土塚古墳整備事業について
4	1 番	関 順 子	1 国道１６８号線の交通安全対策について 2 教育現場における献血教育の推進について 3 プリズムへぐりの外観及び植栽管理について
5	7 番	植 田 い ず み	1 防災対策の充実について 2 リユース拠点の設置を 3 生活保護世帯のエアコン設置について

再 開 （午前 9 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

井戸議員から、本日の会議については、体調不良のため欠席する旨の連絡がありました。御報告します。また、森田議員より、少し遅れる旨の連絡がありましたので、御報告申し上げます。

さらにですね、本日はテレビカメラの撮影を許可しておりますので、このことについても御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は 10 名で定足数に達しておりますので、これより令和 8 年平群町議会第 4 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第 1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は 9 名の議員から提出されております。本日は発言順位 1 番から 5 番までといたします。順次質問を許可いたします。

それではまず、発言番号 1 番、議席番号 12 番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議員。

○ 12 番

皆さん、改めましておはようございます。議長の許可を得ましたので、大きく 4 点についてお伺いいたします。行政側のほうにおかれましては、簡単明瞭な御答弁をひとつよろしくお願いを申し上げます。

まず 1 点目からでございます。住民が求めるコミバスをということでございます。

現在のコミバス運行形態は利便性向上につながっていないので、毎定例議会に住民が求めるコミバスをと質疑をしましてまいりました。現状の運行費用の約 94 % が町費負担であり、町独自の無料運行形態のコミバス運行を速やかに検討すべきであると提案をしましてまいりました。町は、無料運行形態も含め、検討してまいりますと御答弁されております。その後、町は特に高齢者の外出機会を増やし、地域社会のつながりを維持するためにも、行政が無料乗車を実施した場合を想定した計画をしましてまいりますとの御答弁を頂いております。

そこでお伺いをいたします。

コミュニティバスの無料乗車を実施した場合を想定した計画の進捗状況と今後の取組についてお尋ねをいたします。

続きまして、大きく2点でございます。2点目で、公営住宅行政についてであります。

公営住宅とは、地方公共団体が主体となって、低所得者層など社会的弱者に向けて賃貸提供する住宅を意味します。また、地方自治体が運営し、国からの補助を受けて建設・運営される点が特徴であります。

平群町には現在、運営管理している公営住宅は、下垣内住宅、昭和29年度と33年度建設、木造建築物、経過年数は72年、68年、現在運営管理している戸数は、6戸のうち4戸入居されております。

福貴住宅は昭和37年度に建設、これにつきましても木造建築物で、経過年数は64年、現在運営管理している戸数は、7戸のうち5戸が入居されております。

西宮住宅は、昭和44年度建設されております。これにつきましても木造建築物で、経過年数は57年、現在運営管理してる戸数は、10戸のうち6戸入居されておるわけでございます。

そして、くろもと団地は昭和50年度と55年度建設されました。中層耐火建築物で、経過年数は51年と46年、現在運営管理している戸数は、36戸のうち26戸入居されております。

若井東住宅は昭和61年度建設、準耐火建築物、経過年数は40年、現在運営管理している戸数は、12戸のうち12戸が御入居されております。

若井北住宅は平成6年度建設、準耐火建築物、経過年数は32年、現在運営管理している戸数は、11戸のうち10戸入居されております。

また、小集落改良住宅は昭和59年度、低層準耐火建築物、54戸が設置条例化されており、経過年数は42年、現在運営管理している戸数は、54戸のうち46戸が入居されています。

そこでお伺いをいたします。

1番目、去る5月2日の午後6時28分に、震源地が奈良県、最大震度4、平群町は震度3の地震が発生しました。そこで、入居者の安全確保のため、まずは木造の、現在入居者23戸のうち、下垣内2戸並びに福貴2戸、西宮4戸の3団地の空き家の8戸については早急に解体すべきであり、さらに、現在入居されている15戸の安全性が確保できない建物についてはどのように認識をお持ちですか。

また、今まで、老朽公営住宅の除却としては、地方債の発行は可能とする一方、交付税での支援する仕組みはなかったのでありますが、今年度から公営住

宅の除却も交付税を通じた支援の対象となると聞いておりますので、この件についても早急に調査研究をすべきではありませんか。

2点目、特定入居を推進するためにも、該当者数15戸の入居者の現状と進捗状況はどうでありますか。

3点目、現在の各公営住宅の空き家のうち、改修すれば入居できる戸数は19戸と認識しますが、特定入居を推進するためのプランはできておりますか。

大きく3点目でございます。管理不全空家等の対策についてであります。

昨年6月議会において、管理不全空家等対策として、その年の2月に町独自の管理不全空家等及び特定空家等の判断基準が作成されていたにもかかわらず条例化されていなかったもので、今後、空き家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすのことがないように、速やかに条例化すべきと指摘、自らの責任において適正な管理を努められるよう指導すべきであると、併せて強く要望いたしました。

そこで、空き家に対する措置の流れといたしましては、対策の流れといたしましては、町は情報提供があつてから現地調査を行い、また確認も行います。所有者に対して適正管理の指導通知を数回行い、改善を求め、改善されない場合は基準に基づき、管理不全空家等と判断し、その後速やかに平群町空き家等対策協議会に意見聴取した上で管理不全空家等として認定されます。町は2か月間の間隔を置き、最大3回の指導を行います。なお、それでも改善されない場合は再度協議会に諮問、答申を受け、固定資産税の住宅用地特例の解除の勧告を行います。その後、翌年度の固定資産税の住宅用特例が解除されます。また、依然改善されなければ、協議会において、特定空き家の認定について諮問をされます。答申を得ることになります。それでも改善されなければ戒告し、行政代執行及び所有者が不明の場合は略式代執行になります。これが情報提供から行政代執行までの手順と考えます。

そこでお伺いいたします。

1点目、平群町空き家等対策協議会が開催されたと聞いておりますが、管理不全空家等と何件認定されたのでありますか。

2点目、手順を踏んでいく上で、管理不全空家等の認定を経て特定空家等の認定後、行政代執行までに至った最悪の場合、何年の月日を要しますか。

3点目、行政代執行並びに略式代執行を行う場合、血税を伴うものであります。担保としては、抵当権の設定など法的な措置はできるのか。

4点目、特定空家等に認定された家屋について、解体費補助金を執行された経緯がありますが、私はそれよりも、管理不全の解消を促進する上において、町の独自施策として管理不全空家等に認定された家屋に対し、解体補助金の創

設のほうが優位であると考えますが、いかがお考えですか。

大きく4点目であります。西脇町長、再出馬の可否はであります。

今年の12月8日に任期満了に伴う町長選挙について再び立候補される意思があるのか。あるとするならば、今期に掲げた公約やマニフェストの達成状況及び達成できていない項目とその理由、今後、公約の見直しや新たな重点施策をどのように考えているのか。

以上、大きく4点質問いたしました。よろしくお願いを申し上げます。

○議 長

寺口理事。

○理 事

それでは、1項目めの御質問にお答えいたします。

先般、再度4月22日にコミュニティバスの無料乗車を実施している上牧町と河合町の取組状況について聞き取りを行ってまいりました。

上牧町では、運行経費の委託に伴う費用が増大しているなどの課題や、河合町では、運転手の確保の課題等、参考となる意見をお聞きすることができました。

現在、コミュニティバスの無料乗車を実施した場合を想定した計画の作成と、地域の意見を聞いた停留所の設定や小型車両による乗り入れ等について情報収集並びに調査研究を行っております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

再度、上牧町並びに河合町へ調査研究いただきましてありがとうございます。この上牧町と河合町につきましても、私が最初行ってまいりまして、そのときは、上牧町の課題並びに経費、そして河合町の課題と経費、河合町は1,000万円そこそこございまして、上牧町は4,000万円ほどかかっているということ、これは運行形態が全然違いますので、そこはそこで、その点については一定私は知っておるつもりでございしますが、わざわざ行っていただいたことについて敬意を申し上げます。

そこで、今後、前回に無料乗車を実施した場合を計画したプランをつくりますよという、ここで一般質問で御答弁頂いたわけですが、どのように、いつ頃、計画、プランを想定されているのか、その点について、再度御答弁をお願いいたします。

○議 長

寺口理事。

○理 事

再質問にお答えいたします。

まずは、小型車両、仮に10人乗り2台を直営で運行した場合の具体的な運行に伴う経費等につきまして調査研究をさせていただきますので、具体的な策定案の時期については未定ということでございます。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

一定、そこで具体的に10人乗り云々とかいうことに踏み込んでいただきましたこと、まずもって感謝を申し上げます。策定できるのは未定、全くそのとおりでございます。けれどもね、一日も早くつくっていただいて、また議会のほうでもいろいろ審議していただくことによってね、より一層住民が求めるコミバスが充実されるように私は確信しております。

そこで、この9月議会ですね、あと3月後の9月定例議会にどのぐらい具体的な政策ができたのか再度お聞きいたしますので、あくまでも、行政がおっしゃっていただいた無料乗車を実施した場合を想定したプランでございますので、その点を肝に銘じて、また楽しみにしておりますので、9月議会で改めてお聞きします。

この件については、これで議長、結構でございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

馬本議員御質問の2項目めの公営住宅行政についてお答えいたします。

まず、1点目の木造住宅の空き家につきましては8戸ございましたが、新たに下垣内住宅から1戸が転出されましたので、合計9戸の空き家がございます。下垣内住宅におきましては、新たな空き家のほか、1戸については解体が可能ですので、2戸の除却が可能となりました。残りの7戸につきましては、連棟で空き家の棟続きの隣に居住されているため、解体はできません。入居されていた15戸のうち1戸は転出されましたので、現在は14戸が居住されておりますが、今後も特定入居をお勧めして解体をしていく方向には変わりはありません。

また、公営住宅の除却につきましては、除却費の90%が起債充当でき、起債額の50%が交付税算入される制度となりました。ただし、交付税につつま

しては、除却した土地の評価額が差し引かれて交付されるとのことでございます。

続きまして、２点目の特定入居をお勧めしている１４戸の対象者におかれましても御高齢の方が多く、住み慣れた家から移転することを望んでおられないのが現状でございます。

なお、入居者募集の際には、特定入居１４戸の移転を最優先に進めており、それぞれ入居者には書面による意向確認を行っておるところでございます。

３点目の、改修すれば入居可能になる戸数は１９戸ございますので、毎年３戸程度は改修を実施し、常に特定入居用に確保しております。

いずれにいたしましても、今後も粘り強く転居をお勧めしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○１２番

１点目については、今度ね、交付税の対応していただいて、国のほうでそういう制度ができましたので、速やかに解体をお願いしたいなというふうに思います。この件については、それで御答弁は結構でございます。

２点目ですねけど、今ちょっとおっしゃったんだけど、書面にてその回答、意向の確認を行っているということでございますねけど、先ほど言いましたように７０年も６０年もたってるような木造住宅でね、それは強制はできないと思いますけども、近い将来、東南海地震が想定される中においてね、住民の生命、財産を守る、入居されてる方を、僕は非常に危惧される話でございます、一定そういう点もね、いやいや平群町は、もう移らへんと入居の方が了解いただいていることを書面でもろてるという話だから、それはそれとしましてね、やっぱり実はこういうことです、こういうことですので、主に入居されてる方が高齢者の方ばかりでございますのでね、主にね。そこをよく御理解していただいて、特定入居をしていただくというふうなお考えで今後も対応していただきたいなと。

その点においてね、再度、これもう１回ちょっと聞きたいんですけども、住宅は特定入居は公募あったときに、さっきね、一般公募するよりも特定入居される方に特定入居の申出も言っておられるわけでございますが、年に１回しか基本的に公募はないわけやね、基本的に、先ほど言いはったように。そこら辺も踏まえながらね、よく理解して、日頃からでもちょっと、公募があるとき以外でもお願いをしていただきたいなと思いますので、その点について、再度御

答弁をお願いしたいなと思います。

それと、3点目は3件しかプランないねんということでございますのでね、そこら辺もね、よく今後も、特定入居してもらえるように何とかね、もう70年の公営住宅に住んでいる市町村って俺は少ないと思うわ。もう老朽化、木造、そういうところは少ないのでね、やっぱりその入居者のことも考えながらプランを立てていただくようお願いしたいんですけどね、その点、再度お願いいたします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

再質問に対してお答えいたします。

特定入居の推進につきましては、入居者募集以外でも積極的に入居者と面談をいたしまして進めてまいりたいと考えております。また、次の点につきましても、同じく前向きに努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

分かりました。今後、公募以外のときでもね、特定入居される、入っておられる方にはその理解を求めるように、随時お願いしたいなと思います。

本町の公営住宅の運営はね、僕はね、法の趣旨に基づいておられると僕は思っていない。十分に足りていない部分もあると私は思います。欠如した部分について速やかに改善し、運営すべきと指摘しておきます。

この件については、もうこれで結構でございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続きまして、馬本議員3項目めの管理不全空家等の対策についての御質問に対してお答えいたします。

1点目の管理不全空家等の認定につきましては、平群町空き家等対策協議会の答申を受けまして10件を認定いたしました。

2点目の行政代執行までに至った場合ですね、何年の月日を要するのかという御質問につきましては、管理不全空家等の改善や特定空家等の認定から行政代執行に至るまでの期間はそれぞれ異なるため、一律にその期間をお示しすることはできませんが、国の資料によりますと、特定空家の認定から行政代執行

までにかかる期間は、早くても2年以上かかった事例もございます。

3点目の行政代執行及び略式代執行における担保設定などについてでございます。

行政代執行により解体等に要した費用は全て空き家の所有者等が負担することとなります。行政代執行は空き家の所有者等が判明しているため、不動産等の差押えが可能となります。

それに対しまして、略式代執行は所有者不明の空き家等に適用されるため、事前の金銭保証や担保設定はできませんが、相続財産清算人の選任を家庭裁判所に町が申し立て、債権整理を行うこととなりますが、その費用を回収することは非常に困難ではあります。後日、所有者が判明した場合は、それを請求することが可能でございます。

なお、解体後の土地を自治体が一時的に管理し、将来的な売却益から費用を回収するケースもございます。

続きまして、4点目の管理不全空家等の認定におきまして、解体費補助金事業の創設についてでございますが、この件につきましては、令和7年12月議会で議員同様の御質問に対しまして、管理不全空家等の認定の時点で補助対象とすることは大変有効であると答弁しております。この件につきましては、先般開催いたしました空き家等対策協議会におきましても議論を行っておりまして、各委員からも貴重な御意見を頂いておりますので、補助対象の具体的な内容等につきましては、協議会の意見を踏まえ、現在、調査研究しております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

管理不全空家は10件ありましたよということで御答弁いただきました。

管理不全空家について、対策につきましては、空き家対策協議会を開催していただきましたけど、なかなか開催に至るまでちょっと月日がかかったということは認識していただきたいなということも、また付き添えてお願いいたします。今後もよろしくお願いいたします。

それで、2番の管理不全空家認定を得てから特定空家になって代執行並びに略式代執行に至るのはどのぐらいかかるかといったら、特定空家に認定して早くても2年かかりますよという御答弁を頂いてるわけやけど、空き家に隣接する住民にとってはね、安全・衛生的に、防犯的なもんも環境の面からも悪影響を及ぼされてるわけや、ずっと住んでてね。さらに、特定空家認定後、代執行までまだ2年かかると。隣接する住民にとっては精神的に大きな苦痛を伴う、

また耐え難いものと想定をされるわけでございます。行政として速やかに対応することはもちろん、その前に、管理不全空家を解決することを図るように私はもっと傾注せねばならないというふうに思いますので、その点はどうでございますか。

次、3番目、行政代執行は所有者が分かってるから、それで担保を取れると。けれども、略式代執行については担保取れへんから、今後そういういろんな方法を考えながらやっていくという。なぜそれを僕が言うかと言いますと、やっぱりね、略式代執行に伴う場合は血税、これはどっちにしろ血税を伴うわけや。そういうことに伴い、慎重に調査研究して、速やかな執行をお願いしたいなと。なぜならば、特定空家に認定された件数は何件かあるやろう、まだ。あなた方たちは報告してるやろう。そういうことも踏まえてよろしくをお願いしたいなと思います。

それと4番目、この件については、現在空き家の管理に怠って、今僕が言うたように、近隣は大変迷惑しておりますんで、耐え難いことでございますので、情報あってから代執行、略式いくまでに、こんなん言うたらあれやけど、3年や4年かかるわけや。住みよいまちを目指して、平群の住民、皆、町長並びに行政も、そのように皆考えてやっていただきますけども、僕はね、速やかな対応は必ず必要やというふうに思いますんで、今後、この件についてはね、より一層御尽力、担当部長、していただいて、近隣住民に住み慣れた、住みよい環境をつくっていただきたいなと思いますので、今後、この点についてはよろしく願いいたします。

この件についてはこれで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

再質問についてお答えいたします。

まず、1点目の管理不全空家等の段階で我々も解決できるように努力してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の略式代執行の場合はですね、議員お述べのとおり、慎重に我々も調査研究し、速やかな対応をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

ひとつよろしく願いを申し上げます。

この質問はこれで結構でございます。

○議長

西脇町長。

○町長

それでは、馬本議員の１２月８日に任期満了に伴う次期町長選挙の立候補についてお答えをいたします。

私の町政運営に対し、議員各位、そして町民の皆様に日頃より温かい御理解と御協力を賜っておりますこと、まずもって深く御礼を申し上げます。

本日の議会において、３期目を目指す意思を正式に表明をさせていただきます。

私は、平成３０年、初当選以来、町民の皆様の負託を受けて、愛する平群町の未来を守る、そして町民の皆様の期待に応えるべく、平群町が直面する課題に対し、全力で２期８年にわたり町政運営を取り組んでまいりました。引き続き、町民の皆様の声に耳を傾け、平群町の未来を切り開くため、全力で町政運営に取り組む覚悟でございます。

振り返れば、２期８年、この間、私たちは幾多の困難に直面してまいりました。

１期目では、長年の懸案であった平群駅特定西土地区画整理事業を終結させ、町の文化・交流の拠点となる総合文化センターを完成させました。そして、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態に対し、町民の命と暮らしを守るために、迅速な対応と支援策の実施に努めてまいりました。

２期目では、民間こども園の誘致、学童保育の民間委託をはじめとする子育て支援の拡充、小中学校校舎及び体育館の空調、また、長年の大きな課題であったごみ処理の生駒市への委託を実現し、効率的な行政運営へとかじを切りました。さらに、国道１６８号線バイパス周辺の商業施設の誘致を推し進め、町民の皆様の生活する上での利便性と活力を高める取組を行ってまいりました。

また、１期・２期目はまさに財政との戦いであり、奈良県からの財政重症警報が発令され、極めて厳しい状況下で、職員の御協力を得て、職員の給与カットや事務事業の徹底的な見直しという痛みを伴う改革を断行いたしました。その結果、令和６年度には一旦財政重症警報から脱却し、重点交付金を活用した学校給食費の無償化、１８歳までの医療費無償化の継続、結婚新生活支援補助金の交付や移住・定住促進、空き家改修補助金など、町民に直結する実績を積み上げることができました。

これまで取り組んできた施策には課題が山積し、まだまだ道半ばのものが多く、継続して進める必要があると考えております。老朽化した役場庁舎の建設

事業、中学校の長寿命化改修、学校体育館への空調整備といった教育環境の向上、さらには人口減少社会における地域活力の維持など、今まさに決断と実行が求められる重要な局面にあります。これらの大規模プロジェクトの完成に向けて、併せて、財政の健全化を維持しながら、町民一人一人が平群に住んでよかったと心から実感できる、輝く未来を創り上げることが私に課せられた使命であると確信しております。

3期目への挑戦に向けた決意表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

馬本議員。

○12番

町長選は、住民の厳しい信託をお受けになるわけでございます。町長、初心に戻ってですね、住民本位の選挙戦を頑張ってくださいますようお願いを申し上げ、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

9時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時33分)

再 開 (午前 9時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号2番、議席番号11番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○11番

皆さん、おはようございます。発言番号2番、議席番号11番の森田勝でございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、先般の通告に基づきまして、大きく4点質問いたします。町長はじめ、教育長はじめ、職員の皆様には問題に真摯に向き合ってください、議論を深めたいと思いますので、答弁は簡潔明瞭をお願いいたしまして、質問に入ります。

1点目は、自治会館・集会所は誰のものについて質問いたします。

町内には大字・自治会が４０あり、そのうち、自治会館、集会所がある自治会は３４あります。町の土地に地元がお金を出して建てたもの、土地・建物共、住宅開発業者から寄贈を受けたもの、町が建てたものや、町が他の目的で建てたものを自治会館・集会所として使われているものがあります。

もう少し詳しく申し上げますと、私が調べたところ、下表に示すとおり、町が住宅開発業者から寄附を受けたもの、町が建てたものや、町が他の目的で建てたものが１３あります。私が住んでおります春日丘のように、町の土地に、建物は町の補助金を使って、自治会員がお金を出し合って建てた自治会館・集会所が１１あります。土地・建物共、お寺や個人など、町以外の所有になっている自治会が１０あります。自治会館・集会所といってもいろいろな形態があるようであります。

ちょっと分からないのは椿井と福貴の公民館ですが、町の公民館となっております。若井集会所と上庄の農村環境改善センターは町の施設ということで、指定管理で地元管理を委託し、お金を払ってるようです。その自治会館・集会所の多くは古く、老朽化しております。また、耐震化ができていないようであります。防災基本計画ではいつとき避難所となっておりますことは、非常に私は問題ではないかと思えます。

そこで、一般的な自治会は自治会費で自治会館・集会所を運営しており、町の公民館になっております椿井、福貴分館や若井集会所、上庄の農村環境改善センターは町の費用といいますか、どのような町のお金を使ってやっているのか。また、自治会館・集会所の使用について、地元大字・自治会とどのような取決めをしているのかお尋ねします。

なお、先ほども申し上げましたが、町は住宅地開発業者から自治会館の土地・建物の寄贈を受けているものは、業者はそのお金を土地の販売価格に上乗せしているわけでありまして、私はある意味、土地購入者、すなわち自治会住民のものではないかと思えます。

２点目は、町内の防災重点ため池の周知をについて質問いたします。

農業用ため池は、平成３０年、２０１８年の西日本豪雨に多くのため池が決壊して人的被害が発生したことを受けて、国は、令和元年７月１日付で農業用ため池の管理及び保全に関する法律を施行しました。それによりますと、①所有者等による適正管理の努力義務、②所有者等による都道府県へのため池情報の届出義務、③都道府県によるため池情報のデータベースの整理、公表、④ため池の適正な管理が行われていない場合は都道府県が勧告するようになっています。

それに基づきまして、国は令和２年１０月１日付で、ため池工事特別措置法

を施行して、農業用ため池が地震や豪雨などで決壊した場合、浸水地域に住宅、公共施設、避難場所等が存在し、人的被害を与える恐れがあるため池を防災重点ため池としております。都道府県知事が指定することになっており、緊急時の迅速な対応につなげる対策等を整備することが義務づけられております。

奈良県は、今年3月29日付で、平群町の、添付しております位置図で示してる農業用ため池のうち、竜田川東側の西斜面の7か所、西側の5か所、計12か所を防災重点ため池と指定しており、優先的に補強や避難計画を進めることになっておることから、防災重点ため池について5点お尋ねします。

(1) 町内のため池は幾らあるのですか。

(2) ため池の所有者は誰で、管理責任は誰ですか。

(3) 防災重点ため池の指定は県が行ったようですが、どのような基準で指定したのでしょうか。

(4) 避難計画の策定や改修工事は誰がするのですか。

(5) 防災重点ため池の存在をどのような方法で住民や所有者、管理者に周知するのですか。

なお、平群町でも、平成30年7月5日・6日の台風21号で、福貴の農業用ため池、四ツ辻4号池ののり面の崩壊によって大量の土砂がバラ園に流れ込んだ被害が出ている事案があり、また、総合スポーツセンター体育館の裏山から土砂が体育館に流れ込み、使用できなくなる被害が出ました。

3点目は、総合スポーツセンタープールの跡地の利用計画について質問いたします。

総合スポーツセンターのプールは、コロナで閉鎖後、再開するには多額のリニューアル、改修費用が必要で、また、利用者の減少によって利用料で維持管理費が賄えない状況が続くことが明らかになりました。また、町の財政状況が悪化していることから、奈良県から財政に関する重症警報が出されたようで、町の財政状況が悪化しており、町は緊急財政健全化計画を作成の中で、総合スポーツセンターのプール及びかしのき荘の風呂の廃止が俎上に上がりました。

それを受けて、委員会などで改修費の妥当性、廃止の是非を議論した後、令和3年12月議会で総合スポーツセンターのプールを廃止する町体育施設条例の改正案が可決になり、総合スポーツセンターのプールの廃止が正式に決まりました。プールは、条例上消滅してから4年半がたつわけですが、この問題については、私は、令和5年12月議会で一般質問を、同様の質問をしたところ、検討半ばとの答弁がありましたが、あれから2年半がたちますが、その後のプールの跡地の利活用計画はいかがなっておるのでしょうか。

なお、西和7町の町営プールの運営状況はどうかということを私は調べたと

ころ、斑鳩町は2022年、王寺町は2023年、平群町と同様に、老朽化と利用者の減少によって休止、私は実質廃止と思っておりますが、なっております。また、広陵町は県営プールを利用しておりますので、西和7町で唯一町営プールの運営をしているのは三郷町だけになったようであります。私は、平群町のプール廃止の選択は間違っていなかったと思います。

4点目は、中東情勢の緊迫化による町の影響と対策について質問いたします。

アメリカ、イスラエルとイランが戦闘状況にあることから、日本のエネルギーの多くは中東に依存しており、海運の要衝であるホルムズ海峡の閉鎖等によって重油、液化天然ガスや石油に由来するナフサなどの輸入量が減ることで輸入価格は高騰、円安、物流コストの上昇により値上がりをしておるわけですが、物によっては原料が入らないことから、物を作ることができなくなっているようであります。

そこで、中東情勢の緊迫化による町の影響と対策について、2点お尋ねします。

(1) 町発注の案件の影響と対策についてですが、納期・金額等に影響は出ているのですか。出ているのであれば、その影響と対策をどのようにお考えでしょうか。

(2) 今後町発注案件の影響と対策についてですが、今後発注する案件で納期、金額等の影響が出ているものがあるのでしょうか。

以上、質問は4点です。簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、自治会の自治会館と椿井公民館等や若井集会所等の町の費用負担等、何がどう違うのかについてお答えさせていただきます。

集会所・自治会館は、その施設が建てられた経緯や設置の根拠法令等により、その所有、管理責任、費用負担等は異なっております。

まず、若井集会所、上庄農村環境改善センター、椿井公民館、平群町公民館福貴分館は、住民福祉の向上などの設置目的、条例に基づき、公の施設として行政が設置した行政財産としての位置づけとなります。費用負担は、若井集会所、上庄農村環境改善センターは地元大字へ指定管理を行い、指定管理者が条例で定めている使用料により施設の維持管理費用等を賄っていただく利用料金制となっております。

次に、椿井公民館、平群町公民館福貴分館は、公民館設置及び管理に関する条例に基づき、中央公民館の地区館・分館として行政により設置され、管理は

町教育委員会が行うものとなっており、施設整備の点検費用等の管理費用は町から支出しております。

一方で、大字・自治会の自治会館、集会所は、特定の地域、地縁組織の活動目的のため、地域住民が資金を出し合って設置されていることから、管理等の責任、費用負担は地元大字・自治会で行っていただく施設と考えております。

次に、町の土地や建物の使用等について、町は地元大字・自治会とどのような取決めをしているかについては、町名義となっている自治会館、集会所については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、同条例施行規則に基づき普通財産として位置づけ、当該条例、規則に基づき、自治会と施設の公有財産無償貸付け契約を締結し、運営管理は自治会等が行うものとしております。

次に、住宅地開発事業からの自治会館、集会所の土地・建物については、都市計画法第40条、公共施設の用に供する土地の帰属に基づき、道路、公園等と同様に帰属を受けております。平群町開発等に関する指導要綱第26条、集会所施設関係においても明記されていることから、それらに基づき、取扱いを行っております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

山崎部長、ありがとうございます。一般の我々の春田丘のような自治会は、町の条例にある施設によって運営管理しているというふうに理解できました。ありがとうございます。

それでね、椿井と福貴の公民館ですけれども、非常に私は、過去の経緯は別ですけれども、決算のどこに表れているんですか、その今の言う費用は。この決算書にですね、僕は初めて知ったんですけども、今、部長の答弁でね。この決算書の今の言う費用ですね、公民館ということであればですね、当然収入もあるんでしょう。中央公民館は利用するときはお金は取ってるじゃないですか。当然、中央公民館というと、職員が館長ですやんか。そういうことは、お金を取って貸してるということに私は理解できるんですけども、その辺はどういうふうに理解していいのか。私調べてですね、もう疑問に感じたことです。

それとね、上庄の農村環境改善センターと若井の集会所ですけどね、これ指定管理ですけども、報告書を見せてもらったらですね、全然指定管理する意味合いが私分からない。別に町がお金を出してるわけじゃないですか。利用料で全部賄ってるわけじゃないですか、この報告書を見れば。私が間違っておれば言っていたきたいと思うんですけどね、私が見た限りですね、その報告書。

それともう一つはですね、この、いつも指定管理で余ったお金はどこへ行くんですか。もう一つ分からないのは、指定管理は誰に出してるかということ。地元は分かるんだけど、地元の誰に出してるかということは、私は分かりません。報告書にも名前が書いてない。上庄の場合は、北川さんという名前は書いておりますが、どこの北川さんということも分からない。その辺、部長、もう一度御答弁ください。

○議長

総務部長。

○総務部長

まず、1点目の決算書等にどこに記載されてるかということなんですけれども、まず、総合文化センター運営費ということで、公民館事業ということで中央公民館という形になってます。そういった中で、消防点検費用とかそういった分の支出に係る部分については計上させていただいております。

そしてまた、椿井と福貴の公民館につきましては、やはり社会教育法の規定に基づき、社会教育施設として中央公民館の地区館・分館として位置づけておりまして、その管理条例に基づいて執り行っているわけですが、そういった中で収入につきましては明示されておりませんので、収入のほうは予算書・決算書のほうには記載されていないといった部分でございます。

そして、あとまた若井集会所と上庄農村環境改善センターの部分でございますけれども、確かに指定管理ということで、自治会の皆様方には多大なる協力を得まして、そして利用料金制という形で行っていただいております。そしてまた、その中で大きな大規模な修繕費等につきましては町のほうで支出させていただいているということでございます。

そしてまた、余ったお金がどうなのかということですが、余ったお金は、余ったお金と言うと変ですが、自治会のほうで納金されております。

そしてまた、誰にということですが、指定管理ということで、あくまでも自治会という形で個人に指定管理を出してるわけではなく、自治会として指定管理をお願いしているといった部分でございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。

その椿井と福貴のやつですけどね、収入は分からない。片一方の中央公民館を利用するときはお金を取ってですね、分館のほうはお金を取らない、これは

おかしいと私は思います。それとね、それであれば、先ほどの指定管理の報告書ね、きっちり報告書に書くべきですよ。誰が、若井自治会なら若井自治会と書くべきです。名前は書いてませんで。書いてたらごめんなさいね。上庄は誰も書いてません。上庄の場合はこれも自治会に入るんですか、別の団体に入るんですか、お尋ねします。

○議長

総務部長。

○総務部長

指定管理者の部分ということでございますけれども、今議会におきましても指定管理者事業報告書というのは上げさせていただいております。そういった中で、この表紙のところに指定管理者ということで、若井集会所につきましては若井大字、そして農村環境改善センターにつきましては、指定管理者は大字上庄となっておりますので、自治会のほうに指定管理をお願いさせていただけるということでございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ちょっと私の理解度が悪くてごめんなさいね。

私ね、過去に地元のところの約束事がいろいろあってですね、そういう利用形態とか使用形態、いろいろあることは私も理解できます。ただね、椿井はこれ以外にもう一つ集会所あるんですよ。大体分かるんですけども、もう1か所あるんですよ。いろいろな形態が理解しますが、若井に新しい集会所ができることを契機にですね、いい機会ですから、自治会館・集会所について、自治会の取扱いを公正・公平な観点から見直しをする必要があると私は思います。

それとね、緑ヶ丘の自治会館が新しくなりましたね。以前町はですね、古い自治会館は自治会で撤去してもらおうということを言われておりましたので、早く撤去していただいて、町は土地を売り払って収入を増やすことをしていただきたいというふうに思いまして、私はこの質問はこれで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

森田議員の2項目めの町内防災重点ため池の御質問についてお答えいたします。

1点目の、本町におきまして、農業用水の確保を目的としたため池で、堤体

と取水設備を有する貯水施設に該当するため池の数は１１４か所となっております。

２点目のため池の所有者と管理責任についてでございますが、まず、農業用ため池１１４か所の所有者は、個人が６８か所ございます。また、共有者が４５か所、平群町が１か所となっております。また、管理責任につきましても、個人が７９か所、水利組合が３５か所が管理者となっております。

３点目の奈良県が指定しました町内１２か所の防災重点農業用ため池の指定基準につきましては、ため池から１００メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの、ため池から１００メートル以上５００メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が１，０００立方メートル以上のもの、ため池から５０メートル以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が５，０００立方メートル以上のもの。また、それ以外でため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形から、県または市町村が特に必要と認めるものとなっております。

続きまして、４点目のため池の補強工事等までの手順につきましては、想定豪雨による池の堤等が決壊する危険性を判断する豪雨耐性調査、その調査や耐震診断などを行い、その結果に基づいて復旧工事等が必要かを判断いたします。なお、対策等が必要な場合は、さらに工法の検討や実施設計等を経て防災工事を行うこととなります。

本町の取組といたしましては、令和６年度に防災重点農業用ため池１２か所のうち５か所の豪雨耐性調査が完了しております。残り７か所の調査につきましても、順次調査してまいりたいと考えておりますが、調査費につきましては、県内の防災重点農業用ため池、これは９６９か所ございます。その中から優先度の高い順に予算が割り当てられるため、調査実施までに相当な時間を要するため、それまでの防災対策として、ため池の平常時の水位を下げる調整を地元水利組合等と協定し、実施しておるところでございます。

また、避難計画等につきましては、防災重点農業用ため池１２か所の緊急時の避難経路や避難場所、浸水想定区域図などを示したハザードマップをそれぞれ作成しております。

続いて、５点目の住民等への周知につきましては、農業用ため池の管理及び保全に関する法律により、住民に対する周知のための措置が明記されており、さきに答弁いたしました１２か所のハザードマップを奈良県ホームページと本町のホームページに公表し、住民の方々へ周知を図っております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

竹吉部長、ありがとうございます。順次質問させていただきます。

先ほどですね、町内のため池は114か所あってですね、それぞれ所有者、責任者が町も含めてあると。指定ため池の12か所の所有者と管理責任はどなたになってるのでしょうか、まずお尋ねいたします。

それとですね、指定基準はホームページで出ておりますので私も理解できるんですけどね、私の住んでおります春日丘の北側にため池があるんですけどね、私、以前ですね、あれは農業用ため池だというふうに聞いてたんですよ。規模も結構大きいと思いますし、下のほうに、上の榎原の新池、細池から流れてくる経路になってるわけですけども、これが農業用ため池でないという見解なのか、規模が小さいので被害も出ないと。被害は私ね、先ほども言いましたように、榎原の池が崩壊したときに流れてくれば被害が当然同じように出てくるんじゃないかと思うんですね。

それともう一つね、私、どうか分からないんですけど、榎原の、先ほど言いました新池が2万1,000立米ぐらいあるんですよ、容量が。細池が1万8,000立米ですやんか。同時に決壊することは想定しないんですか。私は心配症ですから、2か所も同時に決壊したときに被害が出るんじゃないかなというふうに思います。

それとですね、ため池の補強と避難計画ですけどね、このため池工事措置法ですから、私が調べたところ、平成13年3月までという時限立法的なものだと思うんですよ。バラ園のため池の補修の工事も結構お金がかかったというふうに思います。ですけど、今後どのように町が取組されるのか、これだけちょっとお尋ねしたいんですね。

それとね、周知のことですけども、何かホームページが二つ出てるんですね、ため池について、防災重点。だから、片一方では、ため池の、何分間で土砂が流れてくるかということは書いてるんですけども、避難場所とかそういうものは明記されてませんでしたので、それはぜひとも、どちらも同じような表現になるように改定をお願いしておきます。

以上、ちょっと再質問しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

再質問に対しまして順次お答えいたします。

まず、ため池が決壊したときの責任の所在についてです。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律により、所有者や管理者は日常の点検や修繕、危険防止措置を行う努力義務がございます。そのため、ため池の所有者及び管理者は、その義務を怠り、ため池が決壊し、第三者に被害を与えた場合、民法上の工作物責任や過失を問われる可能性がございます。

続きまして、議員が御質問の西宮 1 丁目にあります、正式名、これは新池という名称でございます。農業用ため池でございます。これが防災重点ため池に指定されてない理由につきましては、これ、奈良県に確認しましたところ、ため池の周囲に家屋がございます。ただ、堤が決壊時において、地形的な条件におきまして家屋等が浸水区域にならないということで、指定はされておりました。

続きまして、次の榎原地区の新池と細池が同時に決壊した場合の想定ということでございます。

このため池の決壊時の被害想定につきましては、ため池個々に被害想定を行うものとなっております。議員お述べの榎原地区の新池と細池が同時に決壊した被害想定ということは行っておりません。

それと、最後にですけれども、時限立法の関係だと思っておりますけど、特別措置法の関係で、令和 13 年 3 月までの期限ということで、それにつきましては、我々も確認はさせていただいておりますけれども、時限立法が終わりましたも、防災工事については、引き続き国等の補助メニューを活用して実施できるということを確認しております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。

時限立法の運用についてはですね、いろいろこれからそういうことを除外してできるということで理解できます。

私は、その春日丘の西宮 1 丁目のため池ね、非常に大きいと思うんですよ。私、ほかも回りました。結構容量あると思いますので、もう一度確認だけしていただけないか。あれは農業用ため池でしたので、だから、竜田川からポンプアップして自然流下してるというふうに私は理解しておりますので、ぜひともお願いいたします。

それとね、先ほど管理責任を問われるということでしたので、管理責任ですね。きっちり管理しなければ責任を問うということでしたので、これはですね、

これ、一番問題なのは、個人が結構持つとられるんですよ、指定以外でも。個人が持ってるときにですね、そんな責任負えませんよ。私が知る限り、最近では冬場の水落としのとき、泥上げもしてないというところは結構あるように見受けました、私の誤解かも知れませんが。それで、そういうことでお願いしておきますが。

それとね、私は農家の方から、あるため池に補修をするときに8,000万円かかると。工事の種類がいろいろあると思いますのでね、そういうことを、農家の方がそういう話を聞きましたので、そういうこと、また、ため池の措置法の関係もあると思うんですけれども、よろしく願いいたします。

それとね、もう一つだけ。

私、都計法の20の開発をやっておられる業者さんから、下請で権利関係の整理をしてる司法書士とお話ししたことございますが、ため池の所有者が、名義が変わってなかったんで、3代か4代まで遡ってやったということも聞いておりますので、個人は結構あります。共有も基本的に個人だというふうに思いますので、その権利関係だけはちょっと指導してあげてお願いしたいと思うんで、その辺だけちょっと答弁ください。

○議長

事業部長。

○事業部長

恐らく個人池ですので、古くからのため池ということで、相続等の行ってないため池も多数あると考えます。それにつきましては、今後いろいろな事業を進める中で、必要に応じてですね、我々も調査に対して協力等を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。

県が指定しました防災重点ため池のことですが、被害を受けるのは平群町の住民です。想定区域の住民に加えてですね、やはりため池は所有者、水利組合の利権者、利用者についてですね、周知の徹底だけですね、ぜひともやっていただかないと後日問題が起こる可能性がありますので、ぜひともお願いしまして、この質問はこれで結構です。

○議長

教育部長。

○教育部長

森田議員の３項目めの御質問にお答えします。

プールの跡地利用につきましては、プールの施設にとどまらず、総合スポーツセンター全体の再整備を視野に入れ、スポーツ施設としての機能に加え、健康づくり、子育て支援、防災拠点など、多様なニーズに応える複合的な役割を担う施設として位置づけ、町民が利用できる場となるよう関係部署と議論を行い、課題の整理を進めているところでございます。

現時点におきましては、お示しできる具体的な方向性まで定まっておりませんが、今後につきましても、町の財政状況を考えながら再整備に向けた検討を引き続いて慎重に進めてまいります。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

部長ね、具体的にいつ、どんなことをやられたんですか。その１点だけ答えてください。

○議 長

教育部長。

○教育部長

関係部署ということで、各部署と１０回程度、ヒアリングなり課題の整理等を行いました。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

もうね、検討段階は私、過ぎてるんじゃないかと思いますよ、失礼ですけども。このことについてですね、教育委員会の点検調査報告に載ってないんですよ。重要課題ということであれば、やはり西小学校も含めて、点検調査報告書に、ＡかＢかＣかＤか知りませんが、記載すべきじゃないかというふうに思います。

それでですね、もう議論をしてもですね、もう町内では使えないというふうに私は思いますので、私、廃棄物処理法のことは詳しく存じ上げません。ですから、その法律によればですね、場外に廃棄物を出すとその処理法の適用になるということですけどもね。１回潰すことを前提に見積りを取られたことはございませんでしょうか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

見積りにつきましては、令和6年度に一度徴取しております。

○議長

森田議員。

○11番

その見積りはどれぐらいの費用だったんですか、分かればお答えください。

○議長

教育部長。

○教育部長

税込みで3億1,000万円程度となっております。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。3億1,000万円ね。当然、ガラとか場外搬出ということでやっておられると思いますし、私、以前ですね、配管のピットの中に入ったんですね。縦横にパイプ、塩ビじゃなくて鋼管パイプが入っておると思いますのでね、一度ですね、町長、副町長、教育委員会じゃなくて、私はその町長部局のほうで一応解体してですね、あとのことは、そのフェーズが終わってから利活用する必要があるんじゃないかと。

プールについてはですね、予算・決算委員会の審議で、プールの再開を求めてですね、反対討論とかですね、理由を上げる議員もいらっしゃいますので、私はもう結論を出すべきだと。物をなくすことが一番じゃないかと思うんですけども、町長、副町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

除却についてですけれども、除却につきましては、必要性については十分認識しております。しかしながら、教育委員会といたしましては、今後、長寿命化など、大きな工事がまだまだ控えていますので、慎重に実施時期は見極めたいと考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

先ほど、教育委員会はもうそういうことじゃなくて、もっとスタッフのたくさんいる町長部局で私は検討していただきたいというふうに、ぜひとも、負の遺産を残すことは、私、いけないというふうに思うんですよね。町長、副町長、よろしくお願いします。

それとですね、今回質問するに当たってですね、プールのこと、いろいろ調べてみました。管理事務所の資産がここから抜けてましたよ。今、くまがしクラブが使っております事務所、もともと入ってなかったかどうか知りませんが、これは大問題ですよ。だから、一つの問題じゃなくて、ほかのところもあるかと思いますので、国は国有財産の管理とかいろいろ効率的というか、要綱をつくっておりますので、町もぜひともつくっていただきたいというふうに思います。これは希望だけ申し上げておきます。

それとですね、一言申し上げて質問を終わりたいと思うんですけどね、私の住んでおります春日丘で、いろいろ……まだあるのか、質問。ごめんなさい。ということで、町長、副町長、よろしくお願いします。

この質問はこれで結構です。

○議長

寺口理事。

○理事

4項目めの中東情勢の緊迫化による町の影響と対策についてお答えいたします。

まず、1点目の発注済みの案件の影響と対策についてでございます。

現時点における発注済みの案件につきましては、入札不調や受注事業者から契約額の変更、納期や業務の遅延等の相談や申出はございませんが、今後、製品価格改正の申入れや供給数量や入手時期の確約が困難な状況に対する対応策として出荷数量の制限及び調整を行うことや、物品調達ができなくなった際の代替品の提案や情報提供も寄せられておりますことから、相談等があった際には適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

続いて、2点目の今後の発注案件の影響と対策についてです。

本年3月31日と5月27日付で、国から自治体に対して、中東情勢の影響に伴う対応について、適正な請負代金、工期の設定、適切な契約変更への対応、最新の情勢の把握などについての要請が行われております。

今後の発注案件につきましては、現下の経済情勢等の動向に十分注視し、資材や製品の調達見通しの状況、直近の実勢価格を反映した適切な事業費の積算、設計を行い、可能な限り早期に発注するなど、影響が最小限に抑えられるよう対策を講じてまいりたいと考えております。

また、事業者からの相談や申出があった際には、協議の上、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

寺口理事、ありがとうございます。

今、発注物件については、納期の遅れとか追加工事の話は出てない。特に教育委員会関係の体育館の空調工事だというふうに思いますので、繰越明許費も出ておりましたので、納期の遅れ、追加費用が出ないように、かたがたお願いしておきます。

それとですね、今後のことですけどね、スーパーに行きますとね。有料ごみの10リットルの袋が店頭から消えておりました。今後、入荷する見込みがないというふうに、こういう紙で表現されてましたけれども、それは問題ないんでしょうか。

それともう一つは、私が一番心配しておりますのは、学校給食費ですね。中東情勢の悪化以前から非常に物や食材が上がっていると。今、国の手厚い補助で学校の給食費は無償化しておるんですけれども、その辺の影響は今のところ出ないというふうに理解していいんでしょうか。その2点だけお答えください。

○議長

寺口理事。

○理事

まず、ごみ袋の件でございます。

これ、担当課に確認いたしましたところ、現時点におきましては、10リットル、一番ミニのごみ袋が不足しているということで聞き取りを行っております。ただ、8月以降に納品予定ということでありますので、8月以降は店頭に並ぶかと思っております。

ごみ袋の件につきましては以上でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

学校給食費でございます。

給食のほうは、令和8年3月、値上げのほうをさせていただきまして、約1,000円余り増額させていただきました。食材費に係る値上げにつきましては、中東情勢が原因で値上げというよりか、ふだんの天候不順であるとか人件費の

高騰、様々な要因が考えられていますので、特に中東情勢が原因で食材費が上がっているというのにつきましては、こちらのほうに寄せられてはおりません。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

有料ごみの１０リットルですけどね、１０月に、いつ入ってくるか知りませんが、やはり住民に周知をする必要があるんじゃないかなと思うんですよね。町も在庫がゼロなんでしょう、１０リットルがないということは。ゴミ袋を配ったやつも、１０リットルに替えてくれと言ったら、できないというふうに町から言われたということですから、その辺のことだけお願いしておきますね。きっちり住民のほうに迷惑がかからないようにだけ、細かいことですけども、よろしくお願いしておきます。

給食費のことですけどね、ちょっと先ほど言いましたようにね、中東情勢に関係なしに値上がりしているわけですね、実際物が。私が一番心配してるのは、給食費無償化して値上げになって、保護者負担にならないようにだけですね、一般会計から繰り出しとかですね、そういうことを町長もしくは国からの補助金で賄えというときであればですね、町長、一度考えていただけないでしょうか。

その２点だけお答えください。

○議 長

教育部長。

○教育部長

昨年、給食費の値上げをお願いいたしました。今年度につきましては、できるだけこの金額の範囲内でできるような形で検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

ゴミ袋、周知だけしてくださいね。もうお願いしておきます。お願いだけしておきます。

それから、給食費についてですね、非常に住民の保護者の期待も大きかったわけですから、やはり、保護者の負担にならないように、町長、教育長、よろしくお願いしておきます。

一言申し上げて質問を終わりたいと思うんですけれども、一例ですが、私の

住んでおります春日丘はですね、240家が建っております。そのうち約190が自治会に入っております。町発信のマイタウンが、配ってくれという人が120、要らない人が70もいらっしゃるわけですね。いろいろ聞くと、そんなものをもらっても、ごみの出す手間がかかって困る。ネットで見れば一目瞭然だという意見で、春日丘で70世帯がもう要りませんと、そういう世の中になってきてるわけですね。もう紙の時代が終わってきてるんじゃないかというふうに、紙世代の人間が言うのもおかしいですけど、そういう時代ですので、私は、全町ベースでいけば、もっと要らない人が増えてくるんじゃないかと思っています。

そういうことも含めてですね、もう本当に仕事を減らすこと、やらないことを目指して業務改革に進めていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、森田議員の一般質問これで終わります。

10時45分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時35分)

再 開 (午前10時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号5番、山本議員の質問を許可いたします。山本議員。

○5番

皆様おはようございます。議席番号5番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただきました大きく1点について質問させていただきます。

烏土塚古墳整備事業についてであります。

本年3月議会におきまして、西脇町長は、令和8年度の施政方針の中で、文化・学習の振興について、国の指定史跡である烏土塚古墳の保存活用計画の策定、測量業務に要する経費を説明し、予算に計上されました。

この烏土塚古墳については、町ホームページで掲載されていますが、平群町を代表する文化財で、烏土塚古墳の保存問題が平群町文化財保護条例の制定、

平群史蹟を守る会の創設の契機となっており、烏土塚古墳の保存整備が平群町の文化財保護行政の原点になりますので、このネット配信を利用して、より多くの方に紹介させていただきます。

烏土塚古墳は竜田川の西岸に位置し、南北方向の独立丘陵に築造された前方後円墳で、墳丘は全長60.5メートル、後円部径35メートル、高さ約9メートル、前方部幅31メートルの平群谷最大規模の古墳であります。主体部は、南に開口する両袖式の横穴式石室で、西北西800メートルにある石床神社付近、越木塚から運ばれた巨石を用いているそうです。

遺骸や副葬品を収めたひつぎを安置する玄室は、長さ6メートル、幅2.8メートル、高さ4.3メートルで、玄室と外部を結ぶ通路である羨道の長さは8.2メートル、幅1.6から1.9メートル、高さが2メートルもある石室構造であります。玄室奥側の天井石は特に大きく、玄室長の75%を一石で縦方向に加工されています。

玄室中央と羨道奥寄りに二上山白色凝灰岩製の組合家形石棺が納められ、玄室の周囲より金銅装馬具、銀装太刀等の武具、それから四獣鏡、須恵器、土師器等の副葬品が出土しています。

また、石室前庭部付近では須恵器子持ち器台、巫女型埴輪、形象埴輪、須恵器大甕などがまとまって出土しており、石室閉塞部分における埴輪と須恵器を用いた墓前祭祀の様子が明らかになりました。

石室内の組合家形石棺を保護するために、石室を玄門部分で施錠しており、鍵は教育委員会で管理、貸出ししております。

ここまでが紹介であります。

今回予算化された整備事業の財源内訳は、国庫支出は420万3,000円、県支出は168万1,000円、町の一般財源が405万円、合計993万4,000円です。

予算概要は、烏土塚古墳整備検討委員会委員5名へ謝礼として各8,000円の2回分で8万円、費用弁償は対象委員3名で1万5,000円、消耗品費は、資料保存箱等で4万8,000円、除草作業で36万4,000円、レーザー計測業務に514万6,000円、保存活用計画策定業務に第1年次として311万8,000円を計上しております。

そこで、事業計画について、2点質問いたします。

1点目、石室に雨漏れがあることは、過去から数名の議員より指摘があり、シートを張るなど、一時的な対策をされてきましたが、今年度より、特定財源や一般財源の活用で保存整備が大きく前進いたします。

烏土塚古墳は、日本の歴史を正しく理解する上で欠かせない歴史上・学術上

の価値が高いものとして国が指定した文化財に該当しますが、過去に遡っても5万円から30万円しかついていなかった国県支出金が今年になぜ多く交付されたか、その経緯をお聞きいたします。

2点目、予算審査特別委員会の質問でもありましたが、保存計画策定業務につきましては2か年で、整備事業は令和14年に完成するとのことでした。全国各地では、古代ロマンを感じる古墳を地域の観光資源や活性化のシンボルとして活用する動きが広がっています。地域の歴史を守りつつ、それをどう次世代へ継承し、活用していくかが大きな鍵となりますので、この烏土塚古墳が整備された後の保存活用計画の方向性についてお聞きいたします。

以上、大きく1点につきまして質問いたします。行政側におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、山本議員の質問で、事務局で作りました烏土塚古墳の「烏」の字が何か所か「鳥」になっていましたので訂正しておきます。申し訳ありませんでした。教育部長。

○教育部長

まず、今年度、多く交付された理由ということで、烏土塚古墳の保全管理につきましては、石室の漏水対策として、墳丘のシート養生により対応してきました。その内容や事業規模が国・県の補助金の交付要件には満たしておりませんでしたので、今年度については保存活用計画、そしてまたレーザー計測が交付要件を満たしていることから、今年度、国・県の補助金が多額となります。

2点目の烏土塚古墳が整備された後の保存計画の方向性についてでございますが、烏土塚古墳は地域の歴史を理解する上で重要な遺跡であると同時に、一般の見学が可能な観光資源としても貴重な存在であると認識しております。活用の方向性につきましては、今後、烏土塚古墳整備検討委員会での協議を進めていくこととなりますか、遺構の保全を図りつつ、郷土の学習等、学校教育における活用や観光文化資源としての地域振興につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山本議員。

○5番

それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目につきましては、保存活用計画の策定と、そのレーザー測定を行うことで特定財源がついたということでありました。これは、雨漏りはいか

なる歴史遺産も腐食させる大きな原因であります。もし、早い段階でこの計画を策定して申請していたらですね、これはたればかもしれませんが、もう少し傷む前に整備できていたのではないかと、ここは指摘しておきます。

そして、２点目の活用計画の方向性についてなんですが、検討委員会で協議し、学校教育や、それから観光文化の資源として活用していきたいとのことでした。この１点、２点を重ね合わせて再質問させてもらいますが、令和１４年完成予定までにかかる町負担額や国庫補助額などの総事業費、そして、計画の策定、工事期間などの年次計画についてももう少し詳しく知りたいので、現時点で分かる範囲で結構ですので、計画案をお示しください。お聞きします。

○議長

教育部長。

○教育部長

令和１４年までの計画なんですけども、まず、令和８年、９年の２か年で保全活用計画を策定いたします。それで、令和１０年度に整備基本計画を策定し、令和１１年から１４年の４年間で実施設計、整備工事の予定となっております。

総事業費につきましては、整備基本計画策定後に工事内容が決まりますので、概算総事業費がお示しできるのはその後ではないかと考えております。国・県の負担率は、国が５０％、県が２０％、町は３０％となっております。

以上でございます。

○議長

山本議員。

○５番

総事業費につきましては、ちょっと今現在ではお答えできないということだと思いますが、この１年度でこれだけの予算がつくということは、６年間でそこそこの町負担も発生することがあるかと思います。

どちらにしろですね、今後も国の補助５０％、そして県の補助が２０％、しかしながら、町の負担は３０％ございます。この３０％が総額幾らかになるというのを、まだちょっと今現在では分からないということですが、議会には定期的にこの進捗状況の御報告をぜひともお願いしたいと思います。

まず、最初の答弁にもありましたように、整備完了後の活用計画には、教育の面と、そして観光の面、この二つが大きく存在します。最近の自治体では、もう皆さんもお調べいただいていると思うんですが、例えばＶＲゴーグルとってですね、仮想現実を見ることができる用品を使って案内をしたりですね、そして、周辺の歴史・文化遺産と連携したウォーキングルート、これは今、こちらのほうにも平群周遊マップというのをある団体が作っていただきまして、か

なり広い範囲で、これは全町にわたって作っていただいていますので、こういったものを烏土塚古墳の完成とともにもう一度見直ししていただきまして、回遊性、全体的にどういうふうに回っていくかというのをもう少し高める取組も必要ではないかと思います。

今年度と来年度の２年間で、ほかの自治体も多分調査していただけると思うんですが、保存と活用と、その両方ですね、保存と活用、これを先進的な計画に今後していただきたいことをお願い申し上げまして、私の一般質問は終了いたします。

○議長

それでは、山本議員の一般質問をこれで終わります。

１１時１０分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前１０時５８分)

再 開 (午前１１時１０分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号４番、議席番号１番、関議員の質問を許可いたします。関議員。

○１ 番

皆様こんにちは。お疲れさまでございます。議席番号１番、発言番号４番、関順子でございます。大きく３項目にわたりまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず１項目めは、国道１６８号線の交通安全対策についてでございます。

国道１６８号線は平群町内を南北に結ぶ主要道路であり、通勤・通学をはじめ、多くの住民や事業者、来訪者が利用する重要な幹線道路であります。特に、ザ・ビッグエクストラ平群店周辺から道の駅大和路へぐり付近にかけては交通量も多く、大型車両の通行も頻繁であることから、交通安全対策の重要性が高い地域であると考えます。

そのような中、道路上の白線や区画線の摩耗が進み、夜間や雨天時には車線が見えにくいとの住民の声を多数頂いております。私自身も何度も車で通行していて大変危険だと認識しております。また、他町から買物に来られる方も多くなっており、他町の方からも同じ御指摘、御相談を受けました。白線の視認

性低下は、自動車だけでなく、自転車や歩行者にとっても危険性を高め、交通事故につながるおそれがあることから、早急な対応が必要であると考えます。

そこでお尋ねをいたします。

1点目、現在町として、国道168号線における白線等の道路標示の状況をどのように認識されていますか。

2点目、道路管理者である奈良県に対し、補修や安全対策についてどのような要望、連携を行っているのかお聞かせください。お願いいたします。

大きく2項目めでございます。教育現場における献血教育の推進についてでございます。

先日私は、大阪府茨木市の近畿ブロック血液センターへ視察に行っていました。そこで、近年の少子・高齢化に伴い、献血者の減少が著しく、奈良県においては、県内自給率が令和5年データで86%と低く、他府県からの応援をもらっている現状を目の当たりにいたしました。本町でも、役場において献血車による献血活動が実施されており、多くの皆様の善意と御協力によって貴い命を支える取組が続けられています。一人一人の温かな行動が病気や治療と闘う方々の大きな希望となっています。

献血で集まった血液からは、輸血用の血液製剤だけではなく、血液中の血球成分、白血球、赤血球、血小板を除いた液状成分である血漿から人体に有用なたんぱく質を生成して作られる血漿分画製剤があります。中でも、免疫グロブリンという製剤は幾つかの難病に対し保険で使えることになったことから使用量が増大し、海外からの輸入製剤の比率が高まっているそうです。

このように、献血は、出産や手術など、医療現場にとって欠かせないものであり、今日を懸命に生きる誰かの命を支え、未来への希望をつなぐ尊い行動であります。

近年は10代から30代の若年層の献血者が大きく減少しているようで、特に20代の献血者数は15年間で4割以上減少しており、現在は50代から60代の世代に支えられている状況だそうです。背景には、少子化に加え、学校や企業での集団での献血の減少、コロナ禍による機会減少などがあります。若い時期に献血を経験する機会が少なくなり、献血が身近ではない状況になっています。一方で、医療現場では400ミリリットル献血の需要が高まっており、安定した血液確保が重要課題であります。血液不足は、手術の延期や治療制限など、患者の命や医療体制にも大きな影響を与える可能性があります。そのため、若い世代に献血への理解と関心を深めてもらう献血教育の推進が重要だと考えます。

そこでお尋ねをいたします。

本町におかれましても、学校教育や啓発活動を通じ、命を支える献血の意義を学ぶ機会づくりが必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

3項目めでございます。プリズムへぐりの外観及び植栽管理についてでございます。

平群町健康福祉センタープリズムへぐりは、オープン当時から今日に至るまで町民の皆様から愛され、頼りにされ、親しまれていて、町民の皆様の健康、福祉、介護の拠点であり、平群町の顔とも言えるすばらしい施設であります。

開館当初、町民の皆様から何ができるのだろうと期待されるほど美しい外観を備えた施設として誕生しました。しかし、開館から30年が経過し、外壁や周辺環境の経年劣化が見受けられます。また、利用される方からは、施設の周りの植栽の管理はどうなっているのかと懸念するお声も聞かれます。

近隣には大型商業施設も整備をされ、周辺景観との比較の中で大変目立つ立地にあることから、町の公共施設としての印象や魅力の低下を心配する声もあります。

そこでお尋ねをいたします。

現在のプリズムへぐりにおける外観と植栽管理について、町としてはどのような方針で維持管理を行っているのか。また、今後の改善や整備についてどのように考えておられるのかお聞かせください。

以上、3項目にわたりまして、行政側におかれましては、端的明快な御答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

開議員1項目めの国道168号の交通安全対策についてお答えいたします。

1点目の国道168号の区画線などの路面標示の状況につきましては、特に三里南交差点から平等寺交差点までの約920メートルの区間は、センターライン、外側線、横断歩道等の区画線が消えている状況を本町も現地確認しております。この件につきましては、道路管理者である郡山土木事務所に確認しましたところ、県もこの状況につきましては認識しており、とりわけ、三里交差点から約南に220メートル、南都銀行のあるところでございます。この区間におきましては、区画線の復旧工事が、これは6月12日にもう完了されております。また、その先線につきましても現在実施検討されているところでございます。

なお、交通規制に係る横断歩道や停止線につきましても、警察により、作業

が完了しているのを確認しております。

続きまして、２点目の県管理の道路等に係る補修や住民要望等があった場合は、その都度、郡山土木事務所に報告や要望等を行っており、常に県・町が情報共有できるよう連携を図っております。

以上でございます。

○議 長

関議員。

○ 1 番

大変前向きな御答弁いただきまして、部長ありがとうございました。

本町においても現状を把握され、また、郡山土木事務所と連携しながら対応していただいているということが確認できました。さらに、既に一部区間で復旧工事が実施されているとのことで、ザ・ビッグエクストラの前の横断歩道も本当にのっぺらぼうだったんですけど、６月４日にしていただきました。ありがとうございました。

また、三里交差点から南の区間は６月１２日に実施していただいたということ、関係者の皆様の御尽力に本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

でも、しかしながらですね、国道１６８号線は本町の重要な幹線道路でありまして、通勤・通学はもとより大型店舗も増えたということで、一層多くの他市町からの御来訪者も利用されるようになりまして、やっぱり道路の劣化といえますか、白線の劣化が著しいです。特にやっぱり、夜間や雨天時にはまだ白線が見えにくい箇所もありますので、住民の皆様から不安の声が寄せられております。

再質問ですけれども、今後も引き続き補修、安全管理の実施を要望したいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

再質問についてお答えします。

議員おっしゃる、特に先線の線の引き直し等の安全対策についてと思われます。これにつきましては、先ほどの答弁のとおり、県も今、実施検討されているところでありまして、実施時期が決まり次第ですね、我々のほうに連絡が入ることになっておりますので、これも改めて御報告させていただけると考えておりますので、以上でございます。

○議 長

関議員。

○ 1 番

御答弁ありがとうございました。

今後も、住民の皆様が安心して利用できる道路環境の実現に向けて、私も引き続き状況を注視しながら必要な要望を続けてまいりたいと思いますので。

また、本町もぜひ今後も奈良県と緊密に連携をしていただきまして、今おっしゃっていただいた残る区間についても、早期の補修・安全対策が実施されますように、引き続き積極的な対応をお願いをいたしまして、この質問はこれで終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

それでは、関議員の2項目めの御質問にお答えいたします。

将来にわたり安定的に血液を確保していくには、献血可能年齢前の児童・生徒を含め、若年層の段階から献血の意義について理解を深めてもらうことが重要であります。このため、厚生労働省においては、中学生を対象とした献血への理解促進を目的としたポスターやリーフレットを作成し、全国の中学校に配付するなどの普及啓発の取組が進められております。

本町におきましても、中学校の保健体育の授業において、厚生労働省が中心となっていて行っている献血事業の趣旨や内容を説明し、生徒の理解促進に努めているところです。

今後につきましても、引き続いて中学生が献血事業の社会的意義を正しく理解できるよう、学校と連携しながら啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

関議員。

○ 1 番

大変前向きな御答弁いただきまして、部長ありがとうございました。

中学校においては、献血事業の趣旨説明を行って理解促進に努めていただいているということは理解をいたしました。一方でですね、献血そのものではなくても、命を支える仕組みや助け合いの大切さを学ぶことは、小学校段階から重要ではないかと考えます。高学年になったらお分かりになると思います。

そこでお尋ねをいたします。

小学校においては、献血に限らず、命の貴さや医療を支える仕組みについて

学ぶ機会を設けておられるのか。また今後、献血に関する啓発について取り組むお考えはあるのかをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

小学校の取組についてでございます。

北小学校のほうではポスターなどを掲示しているということなどを聞いております。ただ、小学校で全ての小学校が行っているということとはございませんので、今後、学校の意見も聞きながら、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1 番

御答弁ありがとうございました。

献血はですね、小さな勇気が大きな命を守る思いやりの輪を広げる尊い行動でございます。将来にわたり安定した血液確保を実現するためには、献血可能年齢になってからではなくて、小学校段階から命の貴さや助け合いの心を育むことが大切ではないかと考えます。

未来の命を守るためにも、子どもたちが支え合いの心を学ぶ機会の充実をお願いをいたしまして、この質問はこれで結構でございます。ありがとうございました。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の3項目め、プリズムへぐりの外観及び植栽の維持管理についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、外観についてでございます。

当該施設は、平成11年度の開設から30年近くが経過をしております。外壁塗装の防水効果が低下するなどの経年劣化により黒ずみが目立っております。そのことから、外観から受ける印象が暗く、見た目が公共施設として良好でない状況であることは認識をしております。本来であれば、外壁の再塗装または洗浄等による対応が必要ではございますが、先ほど申し上げましたように、築30年近くを迎える当該施設では、施設を維持管理する上で、利用者の安全性や利便性を確保するための緊急を要する施設整備を最優先とするため、その優

先順位は低く、対応を見送っているのが現状でございます。

次に、植栽管理についてでございます。

通常の軽微な草刈り及び植栽の剪定につきましては、施設管理を担当する職員により定期的実施をしております。しかしながら、それだけでは行き届かぬ点につきましては、今後、まずは職員が日常の気づきの中で、常時施設美化に努めてまいりたいと考えております。また、御理解が得られるのであれば利用団体等への御協力を求めまして、美化サポーターとして広く募らせていただいて、住民の皆さんと共同で施設の環境美化向上にも努めることができればと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長

長
関議員。

○1 番

部長、御答弁ありがとうございました。

外壁の改修につきましては、財政面とか優先順位の課題があるということは理解をいたしました。また、今後予算がつきましたときは、御検討をどうぞよろしく願いいたします。

あとですね、植栽管理につきましては、職員の皆様が日常的な気づきの中で施設美化に努めていくとの御答弁頂きました。また、美化サポーター制度についても御検討されるということで、前向きな御姿勢、評価いたします。

そこでお尋ねをいたします。

今おっしゃった、職員によります管理美化強化につきましては、いつ頃からどのような形で取り組まれる御予定なのかお聞かせください。

また、併せて、美化サポーター制度については、具体的な検討時期や募集の方法について、現時点で何かお考えがあればお示しください。よろしく願いいたします。

○議長

長
住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほど御答弁申し上げましたように、日常の気づきの中でという点につきましては、もう既に取組を行っておるところではございますけれども、それ以外にということで、来月7月からは、月に2回、定期的にプリズムの職員が交代で植栽などの管理であったり草引きであったりとか、そういった点について、施設の美化向上に努めてまいるという計画でございます。

そして、もう1点、美化サポーターの検討ということでございます。

まずは、そういった職員が施設美化に努めている姿勢、姿を住民の皆様方にお示しすることで住民の皆様方の御協力が得られるものと、そのように認識をしておるところでございます。それらを見て、施設を利用するボランティア団体などが自ら声を上げていただくことが理想ではございますけれども、しかるべき時期を見計らいまして、当方より協力を募ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

具体的な時期などは今現在未定でございますけれども、今現在、文化センターのほうで既にボランティアでの取組をされているということでございますので、そちらも参考にさせていただいて取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1 番

前向きな御答弁ありがとうございました。

プリズムへぐりは平群町の顔とも言える施設であります。大きな予算をかけなくても、花や緑が美しく管理されるだけで施設の印象は大変大きく変わります。できることから始めるという今回の部長の御答弁、大変心強く感じました。ありがとうございます。

今後、町民の皆様とともに愛される施設として、さらに魅力のある環境づくりに取り組んでいただくことを期待をいたしまして、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、関議員の一般質問をこれで終わります。

午後1時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時29分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号7番、植田議員の質問を許可いたします。植田議員。

○ 7 番

それでは、私のほうから大きく 3 点にわたって質問をさせていただきます。

まず 1 点目、防災対策の充実についてであります。

30 年以内に発生する確率が約 70 から 80 % と言われています南海トラフ地震ですが、その規模は最大でマグニチュード 9 前後と言われています。2011 年の東日本大震災に匹敵する巨大地震クラスだそうです。

その対策として、各家庭などで災害に備えての食料や飲料水の備蓄、あるいは、安全対策としての家具の固定や感震ブレイカーの設置など、また防災リュックの準備などを進めていただく啓発と併せてですね、行政としても、災害が発生したときの住民の避難場所としての一時集合場所、これは各自治会館などが多かったと思うんですけども、それと併せて指定避難所、あるいは福祉避難所、これはこども園や高齢者施設等があると思うんですが、などを開設していくこととなります。

避難所開設用の備蓄品セットというのは平群町でも準備をされているんですが、これは私、この質問を 3 月議会のときにする予定だったんだけど、ちょっと体調の関係で 3 月議会は質問できませんでしたので、今回に回させてもらいました。そのときにお聞きしたのが僅か 3 セットのみだということでした。そういう意味で、それも、役場の防災倉庫に保管してあって、避難所が開設されたときに避難所に届けるという仕組みになっているそうです。しかし、大規模災害が起これば届ける手段がなくなることや、あるいは、現在僅か 3 セットでは、私は全く足りないのではないかというふうに思います。そこで、一時集合場所には常設すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、指定避難所や福祉避難所などでは多くの被災者の方が想定されるため、そのための開設セットというのは一時避難所、自治会館などでセットするもの以外にも中身の工夫が必要だというふうに考えます。例えばですね、多くの方がいらっしゃるので、拡声器とかあるいはヘルメット、それから LED のランタンや区域を区切ったりするための養生テープ、あるいは軍手やマジック、また立入禁止テープなど、混乱を最小限にするために、多くの情報や発生する問題を処理していく必要があると考えます。

そのため、そういうそれぞれの避難所の役割に応じたものを、一定、避難施設の入り口近くに配置をすることで、そういう事態が起こった場合に、速やかにそれを使って開設がしていけると、こういうふうな工夫が必要ではないかというふうに考えます。その点でどのようにお考えでしょうか。

もう 1 点については、備蓄品の分散の問題です。

現在のメインの備蓄場所として北部支所というのがあります。これ私、決算

や予算のときにも質問したと思うんですけども、備蓄倉庫として一番多く備蓄品が保管されていますが、この場所自体がですね、アクセス道路は1か所だけで、ループ状の道路の途中でもあり、巨大地震が発生すれば備蓄倉庫へのルートが断たれてしまう可能性が非常に高いということで、そうなれば、備蓄品を迅速に有効に活用できない事態が発生するのではないかとということが危惧をされます。そういう意味では、できるだけこの問題を解決すべきためには分散備蓄をもう少しやっぱり広げていく必要があるのではないかとこのように考えます。

また、併せて、亀の井ホテルのときは指定避難所としての協定が最終的には結ばなかったというふうにお聞きを、議会でもそう答弁されてたと思うんですけども、現在経営が変わりまして、わんわんパラダイスというところが変わったことから、改めて指定避難所としての協定が結ばないか交渉すべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、この施設はペットとともに泊まれるホテルということで、ドッグランなども、言わば整備をされていますので、ペット同伴避難所としても検討できないかなというふうに考えます。それと併せて、いずれにしてもですね、地域回ってる中で、上庄台の方々から、かんぽの宿のときの避難所がなくなってから、北小学校が指定避難所になるわけです。そうなれば非常に遠くて、なかなかそこまで行けないというお声もお聞きをしています。ぜひ、今回変わったということもあって、ぜひ提案させていただいた問題を検討・改善していただきたいというふうに思っております。これが1点目です。

2点目については、リユース拠点の設置をということです。

4月から、可燃ごみの処理が生駒市に委託をされました。それに伴いまして可燃ごみの出し方が変わることで、これまで可燃ごみ、袋に入れていけば処理できていたものが、大きさによっては粗大ごみで出すことになりました。令和8年度の一般廃棄物の処理計画の中でも、粗大ごみの量が20%増えると試算をされています。

現在、リサイクル資源、段ボールあるいは新聞紙や雑紙等として再生利用する拠点は、役場裏と南・北のリサイクルステーションや、集団回収などで一定整備はされてきました。今後は、リユース、再使用で繰り返し使うことの拠点、リユース館的な整備が必要だと考えます。物を大切に使うことは子どもたちにとっても大切な教育の一環ですし、必要なものが必要なときに必要な人に受け継がれていくことで、ごみの減量にもつながります。役場の東側や南北のリサイクルステーションで、現在食器類等の回収も行っています。回収された食器等は、ごみ減量フェスタやオータムフェスタのもったいない市などで提供され

ています。

このリユース問題では、私も２０２３年６月の一般質問で、リサイクル、リユーススペースの設置をできるだけ早急に目に見えるような形で対応していただきたいということで質問しましたが、それに対しても、できるだけ対応したいとの答弁を頂きました。しかしながら、現在までスペースの設置はされておりません。多くの住民の方々から、リサイクル館、リユース館の再開を望む声もお聞きをしています。まずは、リユーススペースの設置を町内二、三か所からでもスタートしていただくといいと思います。それと併せて、将来的な常設のリユース館の設置で、粗大ごみの減量の体制を進めていくべきではないかというふうに考えています。

最後、３点目です。生活保護世帯のエアコン設置についてであります。

生活保護は、生活に困ったとき、国民の誰もが憲法２５条や生活保護法などに基づいて、権利として生活の保障を請求できる制度です。生活保護基準とは、健康で文化的な最低生活に必要な基準です。しかしながら、本来そうあるべき基準がこの間引き下げられるなど、国の義務を果たさない改悪が行われてきました。

その中で、今回質問させていただくのは、生活保護世帯のクーラー設置の状況がどうなっているかということです。

近年の夏場の４０度を超える超猛暑日が当たり前のように長期間続くなど、命の危険に直面し、全国の熱中症による死亡者は数百人から１，０００人を超える年もあります。また、その多くが高齢者であり、発生場所は自宅などの屋内が大半を占めているということが調査などでも明らかになっています。厚生労働省や自治体の調査でもそういうことが明らかになっているということです。

奈良県の昨年５月１日から８月３日の熱中症による搬送は、累計で１，５４２人だったそうです。このような状況の中で、エアコンによる室温管理が重要であることは言うまでもありません。しかしながら、保護世帯の方々にとっては、経済的な問題などから、適切にエアコンを設置をする、あるいはエアコンを使って健康状態を維持した生活ができておられるのでしょうか。

そこで、平群町における生活保護世帯の件数、その中で、高齢者世帯の件数、また、エアコン設置の件数がどのようなになっているのでしょうか。

以上、大きく３点にわたり、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それではお答えしたいと思います。

いっとき集合場所は、災害時に一時的に退避する場所、集団を形成する場所とし、自主避難時に利用する場所であります。災害時の状況に応じて、いっとき集合場所から指定避難所へ集団避難をするための集合場所でもあります。

いっとき集合場所に備蓄品を備えることについては、町からの平群町安全なまちづくり補助金を活用し、地域で実情に沿った災害備蓄品を地域で備えていただくことで周知を行っております。

避難所開設用備蓄品セットについては、セット内容は、食料品4品目、日用品11品目、その他、延長コードなど18品目を備えております。今後、拡声器や避難時の誘導時に必要な物品については、改めて見直しを行い、充実を図ってまいりたいと考えております。

また、町の備蓄場所につきましては、メイン備蓄場所は3か所と、分散備蓄場所8か所に分散備蓄を行っております。メイン備蓄場所としての北部支所については、大規模な地震や豪雨災害においては、北部支所に関わらず、特定の備蓄場所が被災し、備蓄品が利用できなくなることが想定されることから、分散備蓄は必要不可欠な施策であると考え、11か所にて備蓄品を保管しております。併せて、防災協定を締結していただいている店舗等にも御協力を頂いてまいりたいと考えております。

また、大規模災害時には、我々職員も被災者になり、避難所の開設、備蓄品の郵送等の対応に遅れることも想定されることから、防災に関する出前講座や防災訓練において各家庭における備蓄の重要性を啓発し、住民の皆様に必要な備蓄品のリスト、情報提供を行っており、各家庭が自らの備蓄を充実させることにより、地域全体の防災力を高めることが期待されます。

令和8年4月から亀の井ホテルの運営がわんわんパラダイス奈良生駒として変更されたため、当施設に直接お伺いし、指定避難所としての防災協定の締結の御協力を頂けないか、協議を行っておるところでございます。

引き続き、様々な取組によって、より効果的な防災対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○ 7 番

ありがとうございます。

最初のほうのいっとき集合場所ですね、ここについては、それぞれの自治会の防災組織の予算の中であつてもらっているということなんです、今どれぐらいのところまで整備をされているのかというのは、行政としてつかんでおられ

ますでしょうか。

それと、指定避難所とか福祉避難所というのは基本的には行政側が中心に行っていくものが多いかなと思うんですけども、基本的にはその充実というのは今後考えていくということですから、ぜひ人数も、多分対象者が多くなりますので、そういう意味では、この前、三郷町なんかでもいろいろその中で必要な品目、品物と防災備蓄品の内容を検討されていますので、ぜひそういうそれぞれの避難所の役割に合わせて、そこに整備をされる防災の品物についてはぜひ十分検討していただきたいというふうに思いますが、大体どれぐらいをめぐりにそこら辺、見直しをかけてきちっと整備をしていく方向で考えておられるのでしょうか。その点ももう1点お聞きをしておきたいと思います。

それと、わんわんパラダイスのほうには協力要請を今されてるようですので、できるだけ協力を頂いて、ちょっと最初提起しましたように、ペット同伴避難所としての協力も、そういう形の施設ですので、ちょっとそこら辺も含めて対応していただけるというか協力を頂けるというふうな話で持っていただきたいと思います。ここの話をいつぐらいまでに詰めて指定避難所として協力いただけるようにしたいと考えておられるのか、これも含めてお願いをしたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

まず、いつとき避難所である自治会のほうでそういった補助金を活用して、どのような形でされてるかということなんですけど、令和7年度実績におきましても、18団体の自治会から非常食や防災備品等を買われてるという実績がございます。各種防災組織におきましても、資機材として、ボールとかジャッキ、のこぎりを配備してる地域もあったり、また、誘導用のメガホン、避難用のヘルメット、ランタン、ヘッドライト、トランシーバー、そういったところも整備してる地域もあると聞いております。

続きまして、指定避難所の充実ということですが、確かにこういう防災対策というのは完璧というのはございません。日々、私たちも対応していかないといけない部分がありますので、そういった充実等につきましては、まだ今後見直していくということでございます。その見直しの時期といたしましてはそうなんですけれども、今現在、奈良県のほうで南海トラフの被害状況の見直しというのを今行っております。そして、多分奈良新聞にも書いてたかと思うんですけど、災害対策本部の在り方とかを変更したりとかしております。そういった結果等出ましたら、私たちも今、地域防災計画というのに基づいて防

災対策等を行っていくんですけれども、そちらのほうを今８年度、９年度かけて、地域防災計画の見直しに取り組んでいこうと思っています。そういった中で、今の状況等を踏まえてですね、平群町に合った地域防災計画を策定していこうというふうに考えております。

そして、あとわんわんパラダイス奈良生駒さんにつきましては、今現在、２回お伺いさせていただいてお話をさせていただいてるところなんですけれども、何分相手方の会社の方針とか、また御意向等もございますので、引き続きお願いする立場でございますので、お話等を、御協力をお願いをしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○ 7 番

ありがとうございます。

それぞれの避難所の必要なものの整備する部分については、とにかくできるだけ早く十分な対応を取っていただきたいなというふうに思います。

それと、ちょっと再質問のときにあれした北部支所の備蓄品、一番多分いろんな町内にあるほかの指定避難所に比べれば多いと思うんですけど、そこをやっぱり私は非常に危惧してるので、できるだけもう少し分散というか、今ある避難所でも、指定避難所にでも分散して置けるような体制をやっぱり取っていただきたいなと。とにかく、ループの１本しかありませんので、何かあった際はそこにたどり着けない、せっかくあるのに使えないという状況が発生してしまえば意味もないですのですね、備蓄品の。そういう体制はちょっと、少しずつでも分散を広げていくような形で見直していただきたいなというふうに思います。

当然相手さんのあることですので、わんわんパラダイスのほうは２回今まで話をさせていただいてるということですので、ぜひ引き続き、上庄台の方々の避難所としてもやっぱり使えるようにして、結構高齢者の方、多いので、遠くのこの避難所まで行くというのはかなり厳しいのでね、そこら辺も含めてぜひ力を入れて、いつ起こるか分かりませんので、地震は。だから、できるだけ早く、少しでもその体制を整えて、最小限の被害で収まるような体制を取っていただきいうことは重ねてお願いをいたしまして、この件については以上で結構です。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の２項目めについてお答えをさせていただきます。

本町では、平成６年から平成３０年までの間、再使用、リユースを目的にリサイクル館を運営し、家庭で不要となった陶磁器類や子ども用品をはじめ、大型家具なども取扱いを行っておりました。しかしながら、駅前整備事業により建物が取り壊されるなどにより、継続運営するために移転先も検討いたしましたが、適地がなく、やむなく閉館することになった経緯がございます。

また、子育て世帯におきましては、現在でも、子育て支援センターにおきまして、不要となった育児用品や衣類が持ち寄られ、育児用品の貸出しや衣類のリサイクルにつながっております。数多くのリユース品が寄せられ、また多くの子育て世帯に御活用いただいているところでございます。

このことから、一般家庭におけるリユースについても、ごみの減量には非常に有効であるというふうに認識はしておりますけれども、一方、リユース館の常設に当たりましては、適地となる場所の確保や運営に関わる人員体制の確保、提供していただくリユース品の回収方法、現在の収集体制の見直しなど、数多くの課題も存在をいたします。ただし、平群町としてリユースできる取組内容につきましては、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○７番

ありがとうございます。

確かに、リユースの常設場所をきちっとどっかリユース館というのを造るとするのは、かなり場所も含めて大変だというのは分かります。ただ、２０２３年に質問したときには、町内のプリズムであるとか、あるいは文化センターのホワイエの一部であるとかという、何かそういうところでちょっと展示ができて、ふだん的に何かの、大きなイベントの時だけじゃなくてね、常日頃、それができる状況をちょっとやっぱり一角として持つべきではないかなというふうに思います。

物についても、結構北部のリサイクルステーションにはがさっと陶器が出されたりとかいうことも、私も近くですので見ることはありますし、常にそういうもんが、ふだんの生活の中で住民の方が利用できる状況というのはやっぱり作っていただきたいなというふうに思いますので、そこはもう、ぜひちょっと検討していただいて、少しずつからでも進めていけるような状況を作っていただきたいと思います。そのことが結局、平群町のごみ処理の費用を減らすとい

う部分でもありますし、物を大切に使うということでは、いろんな子どもたちの教育の面でも私は大事なかなと思いますので、そういうことで、そこにもしっかりと力を入れていただきたいなというふうに思います。

この点についても、今後の行政側の頑張りをちょっと見させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

2点目は以上で結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、続きまして、議員御質問の3項目めについてお答えをさせていただきます。

4月1日時点での生活保護世帯は93世帯、138名でございます。うち、高齢者世帯は39世帯、43名となっております状況でございます。

また、エアコンの設置状況につきましては、保護の実施機関である奈良県中和福祉事務所のケースワーカーが定期的に訪問をいたしまして生活状況を確認する中で、各々エアコンの設置状況などについても確認をされているというふうに聞いておりますが、おおむねの世帯で設置されている状況は把握されておりますけれども、全数について把握はでき得ていないというふうに聞いておる状況でございます。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

ありがとうございます。

今ちょっと、平群町の生活保護の受給世帯が93世帯、高齢者世帯がそのうち39世帯。このエアコン設置については、高齢者世帯のところで熱中症とか室内で亡くなるということが大きな社会問題になって、それで、国のほうも生活保護の一時扶助という形で、たしか2018年にスタートをしてるんですね。生活保護の一時扶助という形でエアコンの設置に補助が出るようになったんですが、かなりいろいろ規制が厳しいということで、今、全国的には各市町村が独自に助成をするということも始まっています。奈良県内では、生駒市と、それから奈良市がこの生活保護の一時扶助から外れる人たちに対するエアコン設置の助成を行っています。生駒市で10万円、奈良市で5万円ということで、生駒は去年ぐらいから始まってらしいです。奈良市は今年から予算も組んでやっておられるというふうに聞いています。

そういう意味では、高齢者世帯がやっぱりこの間の亡くなられるというような状況の中でも、高齢者がその影響を受けるというのは非常に大きいのでね。私は、中和がきちっとやっぱりその人数を把握すべきだと思うんですね。平群町の、今言われた93世帯のうち何世帯、じゃあ実際に使えるエアコンが設置をされているのか、何世帯が設置がされていないのかというのはきちっと、命に関わる問題ですから、まずはそこをきちっと把握していただきたいというふうに思うんですが、その点は中和と含めて、平群町も協力してね、早急にこの夏の、去年以上に暑くなる可能性もあるというふうなことも言われてますので、そこら辺は早急に調査をしていただきたいというふうに思うんです。

奈良市の場合はそれを行政主導でやられて、結局あそこは生活保護世帯が5,390世帯、約ね。そのうち、エアコンが未設置のところは234世帯あったというのも全部調べてそういう数字を上げて、そこに対してきちっと助成をしていく、命を守るという形でそういう助成金を出しているわけですから、平群町に助成金をすぐ出せとは言いませんが、少なくともきちっと、早急にやっぱり未設置の世帯数を把握をして、状況を見ながらね、やっぱりちょっと、何とか改善できる方法を取るべきではないかというふうに思うんですが、そこら辺の調査というのは早急にしていただきたいと思うんですが、その点どうでしょう。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

調査ということでございます。先ほど奈良市を例に、議員出していただきました。奈良市であると、かなりの世帯ございますが、私、初めに答弁お答えさせていただいたように、高齢者世帯のみでいけば39世帯ということで僅かでございます。顔の見える福祉ということで、私、担当もしておりましたが、大体保護の方のお顔は自分では把握してるつもりである、そういう取組ができる規模の市町村でありますので、当然39世帯、高齢者の方がエアコンがあるかないのか、故障がないのかどうかについては、すぐにでも把握はできるかと思えますし、中和福祉においても定期的に訪問されてますんで、そのときには訪問のときに、十分にその方々の生活状況を把握されて、その保護世帯の困り事にできるだけ寄り添っていただける、我々もそうですけれども、町の取組の中で寄り添えるのであれば寄り添っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○ 7 番

じゃあそのエアコン未設置の世帯というのを調査していただけるというふうに理解してよろしいですか。一応高齢世帯は39世帯ですけれども、平群町としては、93世帯ってそんなに多くあるとは思わないんです。だから、民生委員さんの力を借りるのがいいのかどうか分かりませんが、福祉課の中で、100を切るぐらいであれば平群町としても調査はできると思いますので、本来は、一時扶助の制度ができたときに中和のほうからやっていただいているのかなと思ったら、数がちゃんと把握できていないということです。ほんまに命に関わる問題ですので、早急にこれはやっていただきたい。やっていただけるというふうに理解してよろしいですか。その点だけ再度お願いします。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

実は、御質問いただいてから、ちょっと不安がある高齢者の世帯にはもう既に電話もさせていただいて、設置しておられるという確認も取らせていただいていますので、我々が今知り得る状況の中では未設置の方はいらっしゃるという認識ではあるんですけれども、その辺については、またこれからちゃんと確認も取らせていただいて調査をさせていただけたらと思います。

以上です。

○ 議 長

植田議員。

○ 7 番

ありがとうございます。

早急にもう一度きちっと把握をしていただいて、平群町で、言うたら未設置で、この夏、設置しても使われてない家庭なんかもあると思うんです、電気代の関係なんかでね。結局、あったけれども使えなくて熱中症で亡くなられたということも結構報道なんかで出てくるときもありますので、きめ細かいそういう対応というのはぜひしていただきたいと思いますし、とにかく、再度きちっと見ていただけるということです。またそれは、改めて私のほうからも、また担当課のほうに調査結果の報告も伺いたいと思います。

いずれにしても、きめ細やかな対応というのが大事になってきますので、そこはぜひ、担当課としてもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○ 議 長

それでは、植田議員の一般質問をこれで終わります。

あと４名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前９時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 １時 ３２分)